

## 待望の法律公布に思う

高埜 利彦

「公文書等の管理に関する法律」公布のために、いかほどのの方々のご尽力があったことが、このことを考えると感慨も一入です。法案作りや国会審議などを通じて果たした内閣府の担当者の方々には、一つの国家制度を設計し実現していく責任ある実行能力に対し敬服致します。

2011年4月の施行に向けて、これから政令などで諸課題を詰めていかななくてはならないと思われませんが、重要な点が残されており、譬えて言えば、公布された法律が骨格であるとするならば、政令は血肉にあたるもので、日本アーカイブズ学会(JSAS)としても、協力できることは最大限取組んで参る所存です。今回の法律の公布は快挙ですが、過去の20年前の「公文書館法」の公布・施行がこれに匹敵するものと位置付けられます。戦後、全国各地に存在した歴史資料の危機を救うために、多くの先覚者が立ち上がって以来、運動の積み重ねの中で、世界のアーキビスト(ICA)に多くを学び「公文書館法」が成立できました。成立に向けた運動に取組んできた人びとは、同法施行後、法律を根拠にして、日本のアーカイブズ制度の確立に向けた取組みに力をつくし都道府県や政令指定都市などのアーカイブズ設立を多く実現しました。その結果、社会全体の、記録を保存し、管理し、公開するという意識を徐々に形成する力となりました。このような20年間にわたる数多くの先人の努力で、今日の段階まで到達できたのだと言えます。

---

高埜利彦(たかの としひこ): 東京大学史料編纂所を経て学習院大学文学部教授。同大学文学部長。日本アーカイブズ学会会長。日本歴史学協会会長。

今回の法律も、施行後には実効化する力(運動)が強く求められます。JSASは、法律の実効のために主体的に行動をしていきたいと考えます。

個人的には、以下の二点に注目しています。

一点目は、第34条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」に関わって、地方公共団体が財政窮乏の影響を受ける中で、今後アーカイブズ制度の取組みを積極的に行うかどうか、注目しています。予算が乏しいからという理由で、地方公共団体のアーカイブズ制度の取組が後回しにされることのないよう、予算が乏しいなりに工夫をしながら、民主主義の基盤としての制度設計をすることが重要です。市民や地方議会の合意を作り、その意思が反映されるようにすることが大切で、法律頼みになっては、十分とはいえません。

二点目に私が個人的に注目するのは、主に第三章 法人文書の管理の中で示される、「独立法人等」の法人文書の適正な管理と「保存期間が満了した法人文書ファイル等について歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。」(第11条4項)という条文についてです。「独立行政法人等」の中には、大学法人が含まれます。旧国立大学など大学法人の文書管理と歴史公文書等に該当するものについては、国立公文書館ではなく「大学アーカイブズ等」において保存及び一般の利用に供するという考え方が、国立公文書館によって示されています(2009年7月15日日本歴史学協会と国立公

文書館との懇談会)。大学法人のうち、現在、旧帝大などの大学（北海道・小樽商科・東北・名古屋・京都・大阪・広島・九州）では、大学アーカイブズが設置（準備室も含む）されていますが、その他の90前後の大学では未だ設置に至っていません。今後大学法人におけるアーカイブズ設置に向けた働きかけを行っていく必要があります。これは施行に向けて早急に取組むべき課題と思われます。

さらには私立大学法人についても、国費による助成を受けている以上、そして授業料等納付金を納める学生・保証人に対する説明責任を果すためにも、大学アーカイブズの設置は、法律の対象とははななくとも、精神の上からは是非とも果さなくてはならない課題となりましょう。